明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一）　一
○共同漁業を免許した件（農林水産二）　三
○遊漁規則を認可した件（同三）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四、五）　四
○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（国土交通六）　六
○那覇空港の施設に変更を加え、並びに同空港について指定した延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面に変更を加える件（同七）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　三

会社その他
会社決算公告

告示

○財務省告示第一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年一月六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第七回	八千百六十二万円	八千百四十八万三千四百四十六円
〃	第八回	一億四千二百七十五万円	一億四千二百四十九万九千七百九十四円
〃	第九回	九千三百八十九万円	九千三百六十八万八千二十八円
〃	第十回	一億七千六百一万円	一億七千五百五十六万千二百五十四円
〃	第十一回	一億四千一万円	一億三千九百七十一万九千九百八十四円
〃	第十二回	一億三千八十万円	一億三千五十四万九千八百八十円
〃	第十三回	一億四千五百八十九万円	一億四千五百六十五万七千五百四十円
〃	第十四回	三億千四百十六万円	三億千三百六十三万四千三百四十四円
〃	第十五回	六千八百一万円	六千七百九十一万二千四百七十四円
〃	第十六回	一億六千三百六十九万円	一億六千三百四十六万八千三百十円
〃	第十七回	二億八千十一万円	二億七千九百七十三万六百十六円
〃	第十八回	七千百二十万円	七千百九万七千八百九十八円
〃	第十九回	二億四千二十七万円	二億三千九百九十二万五千四百四十六円
〃	第二十回	二億六千六十一万円	二億六千二十五万七千五十八円
〃	第二十一回	七千七百六十八万円	七千七百五十六万八千六百十二円